

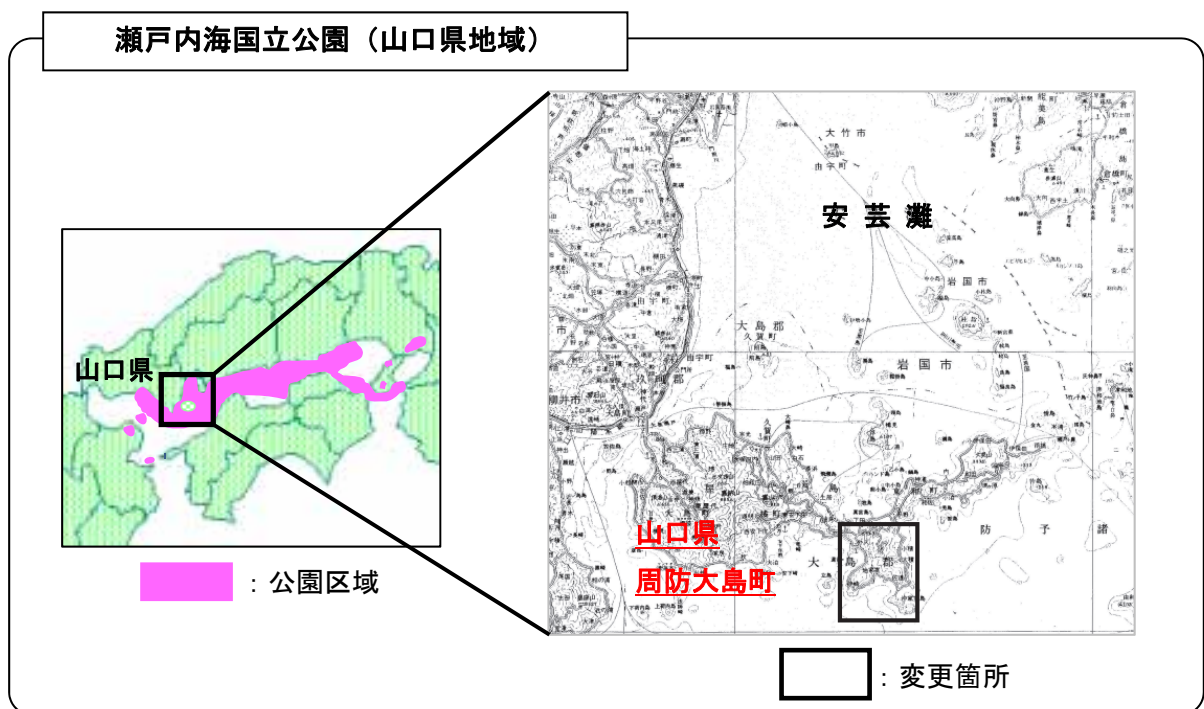
瀬戸内海国立公園（山口県地域）の 公園計画の変更案の概要

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日に讃岐瀬戸を中心に指定され、その後、指定区域を拡大し、わが国最大の面積を有する海の国立公園となり、現在に至っています。

平成19年度から環境省で進められてきた国立・国定公園総点検事業において、瀬戸内海の藻場や干潟などの浅海域の生態系が重要であることが評価されました。これを受けて、平成20年度から平成23年度までに山口県地域を対象として実施した海域資質調査により、屋代島（周防大島）沖に、大規模なニホンアワサンゴ群集が存在し、クロメやノコギリモクなどの藻場が形成されるなど、特に優れた海中景観を有することがわかりました。

今回は、これらの貴重な海中景観を早急に保護するため、山口県大島郡周防大島町の地先海域を海域公園地区に指定することとし、公園計画の一部変更を行うものです。



2 変更案のポイント

屋代島（周防大島）沖では、日本最大規模のニホンアワサンゴ群集が存在し、クロメやホンダワラ類の海藻群落及び多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有するとともに、ダイビングやシーカヤック等の利用も行われていることから、貴重な海中景観の保護を図る必要があるため、海域公園地区を指定します。

3 変更案の詳細

(1) 保護規制計画の変更

○海域公園地区の指定（普通地域（海域）からの振替）

牛ヶ首（山口県大島郡周防大島町地家室地先）	20.1ha
地家室（山口県大島郡周防大島町地家室地先）	12.9ha
伊崎（山口県大島郡周防大島町外入地先）	18.5ha
沖家室（山口県大島郡周防大島町沖家室地先）	4.4ha